

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第9回 理事会の焦点

今年1年、進むべき道のり

開催日時 1月19日(月) 午後1時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 接客マナー・コンテスト(準本選会)の実施に関する件
- ② 定年を迎える際の留意事項の周知に関する件
- ③ 一斉点検に基づく不適正表示事業者における団体としての不手際による団体長誓約書の提出に関する件
- ④ マスターズ制度の称号未貼付者の取扱いに関する件
- ⑤ 全都個人タクシー軟式野球連盟記念品贈呈の件

理事会の冒頭、木村会長より現在の業界を取り巻く情勢について、次のような話がありました。

「新年最初の理事会ということで、今年1年の方向性について少しお話しさせていただきます。」

1月15日に関東運輸局長より事前試験制度と試験回数増回等に関する通達が出されました。今後事前試験制度をしっかりと生かし、事業者数の激減状態を解消



決議事項について活発な議論が行われた

するよう皆さんと努力をしていきたいと思っております。

関連しますが、改正特措法の付帯決議に掲げられた大きな目標として、移動困難者や訪日外国人への積極的な利便性を高めるために創意工夫をすること、というものがありません。昨年理事会でご了承いただいたUD研修の開催もその一つです。『おもてなし』というソフト部分のスキルを磨くという点で非常に大事なことです。同様に観光タクシーの充実、そして外国語対応ということも力を入れて

いかなければなりません。昨年募った東京オリンピック・パラリンピックに向けたアンケートには13,351名からご回答いただきましたが、その中で、851件と大変多くの方々からアイデアを出していただきました。委員会では実際に都個協でできること、法人と一緒に取り組んだ方がいいもの、またはそれぞれの団体でやった方がいいものなど、選別を行っているところです。そして良いアイデアには賞品の贈呈を行います。

最後になりますが、都個協のこれらの運営にあたり、『決めたことは守る、守れないことは無理してまで決めない』という組織の基本を守っていきましょう。いづれにしても東京の個人タクシー事業者であることにかわりはありません。個人タクシーが良い状況になるために色々なレベルで、どういう立場になっても堅持していくことをお願いします。」

その後の審議において、決議事項はすべて可決承認されました。

都内個人タクシー現況 (平成27年1月1日現在)

許可事業者数 14,592名 (前月比 -48名)
 (特別区、武三14,140名 北多摩172名 南多摩280名)
 傘下事業者数 14,295名 (前月比 -50名) (うち女性84名)
 (特別区、武三13,845名 北多摩172名 南多摩278名)

事前試験制度の導入

行政当局に要望をしておりました個人タクシーの新規参入時における事前試験制度と試験回数の増回が今年4月以降に実施することとなり、本年4月1日より適用されます。

改正の概要は左記のとおりです。

記

1. 試験制度

(1) 事前試験

新規許可や譲渡譲受認可等の申請をする前の者を対象に実施する試験

(2) 申請後試験

新規許可や譲渡譲受認可等の申請をした者を対象に実施する試験

2. 事前試験

(1) 受験資格

申込日現在において次のいずれにも該当する者であること

- ① 有効な第二種運転免許の保持
 - ② 年齢が65歳未満
 - ③ 運転経歴要件への適合
- (2) 受験申込の期間及び試験実施時期
- ① 法令及び地理の試験
 - ・8月の申込について11月に実施
 - ② 法令のみの試験

- ・4月の申込について7月に実施
 - ・8月の申込について11月に実施
 - ・12月の申込について3月に実施
- (3) 試験実施後の取扱い
- ① 合格通知
 - 試験実施月の翌月に合格証を発する
 - ② 有効期限

合格証の有効期限は、合格証の発行日から2年を経過する日もしくは、年齢が65歳に達する日の前日のうち、いずれか早く到達する日とする。

3. 合格後の譲渡譲受申請

有効な合格証を有する者は、譲渡人とのペアリングが出来た段階で随時譲渡譲受認可申請を行い、標準処理期間3ヶ月(月1回)で処分されます。

なお、拳証資料については申請時に提出することとなります。

4. 申請後試験の実施時期

(譲渡譲受の場合)

- ① 法令及び地理の試験
- ・10月～9月の申請について11月実施
- ② 法令のみの試験
- ・10月～1月の申請について3月実施
- ・2月～5月の申請について7月実施
- ・6月～9月の申請について11月実施

定年を迎える際の留意事項

平成14年2月以降に新規参入した事業者には定年制が導入されておりますが、今後、定年を迎える事業者が恒常的に発生いたします。

そこで、今後は定年を迎える事業者名簿を定期的(月1回)に所属団体に送付するとともに、定年を迎える際の留意事項を周知していくこととしました。

■定年を迎える際の留意事項

【タクシー営業】

- ・タクシー営業は、満了日の24時までを終了すること。
- ※例えば、満了日の23時30分に乗車申込みを受けた場合、24時までに運送を終了しなければならぬこととなるので注意してください。

【行政手続き】

- ・廃止届の提出は不要です。
- ※満了日を迎える前に事業廃止する場合には、廃止届の提出を要します。
- ・車両の登録手続き(番号変更、抹消登録等)、事業者乗務証の返納等の手続きは、満了日後速やかに行うこと。

安全第一、法令順守の営業を

平成26年12月1日付け期限更新許可期限1年連続者について

平成26年12月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は3503名で、更新後の許可期限の内訳は5年572名、3年1487名、2年67名、1年1353名、定年を迎える最終更新24名でした。

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限(内訳)					定年(最終更新)
	5年	3年	2年	1年		
3,503 (100%)	572 (16.3%)	1,487 (42.4%)	67 (1.9%)	1,353 (38.6%)	24 (0.7%)	

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により3年、2年、1年となった者を含む。

許可期限 1年連続者

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
744	191	59	23	0	1,017

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった339名を除く。

審査及び取扱基準により期限更新を認めないこととなりますが、今回も対象者ゼロでありました。4回連続の23名、3回連続の59名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。より一層の安全運転を心掛けてください。

道路交通法違反集計結果
平成26年12月1日付期限更新者の直近1年間の集計

平成26年12月1日付期限更新者の道路交通法違反集計結果がまとまりました。

今回の対象者は3541名で、過去1年間の調査で1255名(35.4%)が違反し、127名(3.6%)が免許停止を受けております。

違反種別別件数を見ると、ワースト1は例年同様で速度超過違反の402件であり全体の24%以上を占めています。その内訳で、特に違反点数12点の速度超過50km以上が11件、6点の30km(高速40km)以上50km未満の7件が目立ちます。

なお一層の安全運転を心掛けてください。

●違反種別別ワースト5

1位	速度超過 402件(24.3%)
2位	信号無視 347件(20.9%)
3位	通行禁止違反 187件(11.3%)
4位	指定場所一時不停止等 127件(7.7%)
5位	指定横断等禁止違反 111件(6.7%)

●違反者の違反回数

1回	931名
2回	260名
3回	52名
4回	10名
5回	2名

●免許停止数

30日(29)	82件
30日(26)	1件
30日(0)	1件
60日(30)	36件
90日(45)	6件
90日(44)	1件
120日(60)	1件
150日(70)	3件
180日(80)	6件

健康管理促進ポスター

健康診断・再検査 必ず受けましょう

一般社団法人 東京都個人タクシー協会 (平成26年度作成)

●マスターズ制度参加状況

平成26年12月1日現在

	未認定	ひとつ星	ふたつ星	マスター	合計	事業者数	制度参加率
東京都	128	2,728	3,430	6,684	12,970	14,391	90.1%
前期	0	2,726	3,414	7,144	13,284	14,964	88.8%
増減	128	2	16	▲460	▲314	▲573	1.3%

※上記以外に14名のひとつ星(代務運転者)がいます。 ※増減は前期(平成25年12月1日)との対比です。

●マスターズ制度参加率の推移 (%)

	22年12月	23年12月	24年12月	25年12月	26年12月
東個協	91.4	93.2	94.0	94.8	95.7
都営協	65.8	74.3	78.0	79.6	81.7
多摩個連	71.1	81.4	82.0	83.8	83.7
全個人	77.1	81.0	81.9	84.1	84.6
合計	81.4	85.9	87.7	88.8	90.1

マスターズ制度参加状況

「東京マラソン2015」
開催に伴う交通規制について

来る2月22日(日)「東京マラソン2015」開催に伴い、大規模な交通規制が実施されます。コース及びコース近辺は、最長6時間以上車両の通行が禁止されますので、交通規制、迂回については現場警察官の指示に従い、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

交通規制に関する
お問い合わせは、
警視庁ホームページ まで
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>



氏名	所属団体	享年	病名
安井 豊	(東個協 大田第二)	79	心不全
高科 良史	(東個協 渋谷)	44	肺癌
新田 清	(東個協 杉並)	77	心筋梗塞
岩橋 福義	(東個協 墨田)	72	心不全
宮内 順一郎	(都営協 さくら)	45	不明
鶴岡 信夫	(都営協 事業団)	69	脳出血
牧岡 徹	(都営協 第一事業団)	77	胃癌
内藤 堅悟	(都営協 豊玉)	65	大動脈瘤破裂

訃報

*12月

■不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生日	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成26年11月	26	3	1	30

■処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

平成26年12月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発現場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	新中野支部	T・K	H26.10.21	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止
全個人		Y・N	H26.11.15	港区新橋2-17	運送引受拒絶	加重	表示灯使用停止 脱退勧告

※処分事案は東個協・都営協等に処分を要請し、平成26年12月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

平成27年12月1日更新者の事業者研修会日程表

■場所：メルパルクホール ■開始：午後12時45分

合計 3,592名

Table with columns for dates (開催日) and group names (団体名). Rows list various taxi associations and their member counts for different dates: 平成27年5月14日(木), 5月20日(水), 6月1日(月), and 6月8日(月). The 6月8日(月) row is for a 'High Age Seminar' (高齢者研修会) for those aged 73 and over.



支部内には歴代の支部長のお写真がずらりと並んで

月刊「豊苑」は発刊40年。製本までのすべての作業を支部でおこなっている



アットホームな雰囲気の研修旅行 (昨年9月、伊豆稲取にて)



右より若林事業部長、小林交通部長、倉上支部長、田中副支部長、若林経理部長と事務のみなさん

東京ぐるり支部紹介 ● 第62回 ● 東京都個人タクシー協同組合豊島支部 (所在地：豊島区千早)

五訓の理念を礎として

昭和35年8月に設立され、昭和48年に現在の場所に事務所を構えた豊島支部。先代から引き継がれている豊個五訓(親切安全、遵法精神、人命尊重、公共交通使命、タクシーは天職)を大切に守りつつ、支部員226名で現在に至っています。

「新規許可がなくなり、支部員の減少や支部運営の難しさに直面していますが、来年度からの譲渡譲受制度の見直し、東京オリンピック・パラリンピック開催や経済の好転等により明るい兆しも見え始め、これからが楽しみでもあり、気が引き締まる思いです」と倉上支部長。最後に「今年も役員及び支部員が一体となり、何事にも元気に取り組んでいきます」と年頭の所信をいただきました。

なんでもトピックス

地域のおすすめスポットやクラブ活動、名物ドライバーなどなんでもご紹介

ベテランと若手の強カタッ

西北リーグで優勝し全都大会にも出場した経験のある部員19名の「豊島」野球部。ベテランと若手のバランスの良さが強さの秘訣。「今年も優勝目指し、チーム一丸となって頑張ります！」と気合十分です。

